

特定非営利活動法人人と動物の共生センター 役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人人と動物の共生センター定款第19条（報酬等）に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

第2条（報酬支給の決定）

役員には、理事会の承認を得て報酬を支給することができる。

- （1）総会で承認された活動予算の役員報酬総額限度内で支給することができる。
- （2）役員に就任した月から報酬を支給することができる。
- （3）役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

第3条（報酬の支給日）

役員の報酬の支給日は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

第4条（報酬の支払い）

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規定は、平成30年3月1日から施行する。